

一般貨物自動車運送事業に係る標準的な運賃

国土交通省告示第 209 号
令和 6 年 3 月 22 日 公布

Ⅰ 距離制運賃表（関東運輸局管内）					（単位：円）
キロ程	車種別 (2tクラス)	小型車 (4tクラス)	中型車 (10tクラス)	大型車 (20tクラス)	トレーラー (20tクラス)
10km	15,790	18,190	23,060	29,070	
20km	17,710	20,430	26,110	33,160	
30km	19,630	22,660	29,160	37,240	
40km	21,550	24,890	32,200	41,320	
50km	23,480	27,130	35,250	45,400	
60km	25,400	29,360	38,300	49,480	
70km	27,320	31,590	41,340	53,570	
80km	29,240	33,830	44,390	57,650	
90km	31,160	36,060	47,440	61,730	
100km	33,080	38,290	50,480	65,810	
110km	35,010	40,500	53,450	69,770	
120km	36,930	42,710	56,410	73,720	
130km	38,850	44,920	59,370	77,680	
140km	40,770	47,120	62,330	81,640	
150km	42,690	49,330	65,300	85,590	
160km	44,620	51,540	68,260	89,550	
170km	46,540	53,740	71,220	93,500	
180km	48,460	55,950	74,190	97,460	
190km	50,380	58,160	77,150	101,420	
200km	52,300	60,360	80,110	105,370	
200 kmを超えて 500 kmまで 20 kmを増すことに加算する金額	3,830	4,380	5,850	7,800	
500 kmを超えて 50 kmを増すことに加算する金額	9,580	10,950	14,620	19,490	

Ⅱ 時間制運賃表（関東運輸局管内）					（単位：円）
種別	車種 (2tクラス)	小型車 (4tクラス)	中型車 (10tクラス)	大型車 (20tクラス)	トレーラー (20tクラス)
基礎	基礎走行キロ 小型車は 100km 小型車以外のもの 130km	39,380	46,640	60,090	76,840
増	基礎走行キロ 小型車は 50km 小型車以外のもの 60km	23,630	27,980	36,050	46,100
加	基礎走行キロを超える場合は、10kmを増すことに	350	410	630	930
算	基礎作業時間を超える場合は、1時間を増すことに （4時間制の場合であって、午前から午後にはわたる場合は、正午から計算した時間により加算額とする。）	3,710	3,890	4,180	4,920

Ⅲ 個建運賃

運送区間ごとに最低積載個数又は重量のいずれか及びこれらに基づく最低保証料を設定した上で、次の式により算出した1個又は1重量あたりの運賃を適用することができる。

（車種別のキロ程に応じた距離制運賃又は車種別の時間制運賃のいずれか及びこれらの運賃に付随する料金）÷（「最大積載個数又は重量」× 基準積載率（70％））

Ⅳ 運賃割増率

【速達割増等】

次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、当該(1)又は(2)に掲げる割増率を適用することができる。

ただし、(1)の割増率を適用する場合においても、Ⅷに定める有料道路利用料は別に実費として収受するものとする。

- 通常想定より速達予定日時よりも早く配達を希望した場合 2割
- 有料道路の利用が認められない場合 有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃について2割以上

※(1)については、積み合わせを前提として、荷主が十分なリードタイムを確保可能な配達を希望した場合には、1割を割引引いた運賃を設定することができる。

【特殊車両割増】

冷蔵車・冷凍車	小型車、中型車、大型車又はトレーラーの2割
海上コンテナ輸送車	トレーラーの4割
セメントパバルク車	大型車又はトレーラーの2割
ダンプ車	大型車の2割
コンクリートミキサー車	大型車の2割
タンク車	石油製品輸送車 小型車又はトレーラーの3割 化成品輸送車 大型車又はトレーラーの4割 高圧ガス輸送車 大型車又はトレーラーの5割以上

※ 高圧ガス輸送車については、内容物に対応したタンク仕様により車両本体価格が高額となる場合があることから、5割以上とする。

【休日割増】

日曜祝祭日に運送した距離に限る	2割
-----------------	----

【深夜・早朝割増】

午後10時から午前5時までに運送した距離に限る	2割
-------------------------	----

Ⅴ 待機時間料

（単位：円）				
時間	車種別 (2tクラス)	小型車 (4tクラス)	中型車 (10tクラス)	大型車 (20tクラス)
30分を超える場合において30までことに発生する金額	1,680	1,760	1,890	2,220
Ⅷに定める積込料・取卸料の適用に併せて2時間を超える場合において30分までことに発生する金額	2,010	2,110	2,270	2,670

Ⅵ 積込料、取卸料、附帯業務料

【附帯業務料】					（単位：円）
時間／内容	車種別 (2tクラス)	小型車 (4tクラス)	中型車 (4tクラス)	大型車 (10tクラス)	トレーラー (20tクラス)
30分まで金に発生する金額	フォークリフト又はトラック吊上装置（クレーン）を使用した場合	2,080	2,180	2,340	2,750
	フォークリフトの場合	2,000	2,100	2,260	2,650
Ⅴに定める待機時間料の適用時間と併せて2時間を超える場合において30分までことに発生する金額	フォークリフト又はトラック吊上装置（クレーン）を使用した場合	2,490	2,610	2,810	3,300
	手積みの場合	2,400	2,520	2,710	3,180

【附帯業務料】

附帯業務を行った場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅶ 利用運送手数料

運賃の10％を当該運賃とは別に収受

Ⅷ 有料道路利用料

有料道路を利用した区間の料金を運賃とは別に収受

Ⅸ その他実費として収受すべき費用

フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送における施設使用料その他の費用が発生した場合には、運賃とは別に実費として収受

Ⅹ 燃料サーチャージ

- 以下の算出方法に基づいて算出するものとする。

基 準 価 格：120.00 円/ℓ（※）

改定の刻み幅：5.00 円/ℓ

改 定 条 件：改定の刻み幅 5.00 円/ℓ の幅で軽油価格が変動した時点で、翌月から改定する。

廃 止 条 件：軽油価格が 120.00 円/ℓ を下回った時点で、翌月から廃止する。

計 算 式：

（距離制運賃）走行距離（km）÷ 車両燃費（km/ℓ）× 算出上の燃料価格上昇額（円/ℓ）
（時間制運賃）平均走行距離（km）÷ 車両燃費（km/ℓ）× 算出上の燃料価格上昇額（円/ℓ）
（個 建 運 賃）1個又は1重量あたりの運賃の算出にあたって用いた距離制運賃又は時間制運賃の計算式に準ずる。

※標準的な運賃の設定に係る原価計算においては、燃料費を 120.00 円/ℓ として算出

- 燃料サーチャージの改定条件と算出上の燃料価格上昇額（円/ℓ）は下表のとおりとする。

調運している軽油価格	燃料サーチャージ 算出上の代表価格	燃料サーチャージ 算出上の燃料価格上昇額
基準価格より	120.00 円/ℓ	—
120.00 超 ～ 125.00 円/ℓ	122.50 円/ℓ	2.50 円/ℓ
125.00 超 ～ 130.00 円/ℓ	127.50 円/ℓ	7.50 円/ℓ
130.00 超 ～ 135.00 円/ℓ	132.50 円/ℓ	12.50 円/ℓ
135.00 超 ～ 140.00 円/ℓ	137.50 円/ℓ	17.50 円/ℓ
140.00 超 ～ 145.00 円/ℓ	142.50 円/ℓ	22.50 円/ℓ
145.00 超 ～ 150.00 円/ℓ	147.50 円/ℓ	27.50 円/ℓ
150.00 超 ～ 155.00 円/ℓ	152.50 円/ℓ	32.50 円/ℓ
155.00 超 ～ 160.00 円/ℓ	157.50 円/ℓ	37.50 円/ℓ
160.00 超 ～ 165.00 円/ℓ	162.50 円/ℓ	42.50 円/ℓ
165.00 超 ～ 170.00 円/ℓ	167.50 円/ℓ	47.50 円/ℓ
170.00 超 ～ 175.00 円/ℓ	172.50 円/ℓ	52.50 円/ℓ
175.00 超 ～ 180.00 円/ℓ	177.50 円/ℓ	57.50 円/ℓ
180.00 超 ～ 185.00 円/ℓ	182.50 円/ℓ	62.50 円/ℓ
185.00 超 ～ 190.00 円/ℓ	187.50 円/ℓ	67.50 円/ℓ
190.00 超 ～ 195.00 円/ℓ	192.50 円/ℓ	72.50 円/ℓ
195.00 超 ～ 200.00 円/ℓ	197.50 円/ℓ	77.50 円/ℓ
200.00 超 ～ 205.00 円/ℓ	202.50 円/ℓ	82.50 円/ℓ

- 算出上の代表価格は、刻み幅の中間値とした。
- 算出上の燃料価格上乗額は、（算出上の代表価格－基準価格）とした。
- 軽油価格が 205.00 円/ℓ を上回る場合は、改定の刻み幅 5.00 円/ℓ の幅で算出上の代表価格及び算出上の燃料価格上昇額を算出するものとする。

3. サーチャージ額算出のための車両燃費は以下のとおりとする。

車種	燃費
小型車（2 tクラス）	7.9km/ℓ
中型車（4 tクラス）	5.9km/ℓ
大型車（10 tクラス）	3.7km/ℓ
トレーラー（20 tクラス）	2.9km/ℓ

4. 時間制運賃の場合のサーチャージ額算出のための条件（平均走行距離）は以下のとおりとする。

車種	8時間制	4時間制
小型車（2 tクラス）	100km	50km
中型車（4 tクラス）	130km	60km
大型車（10 tクラス）	130km	60km
トレーラー（20 tクラス）	130km	60km

5. 端数処理

端数処理として、円単位に小数を切り上げる。

Ⅺ その他

この告示に定めるもののほか、この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

○貨切運賃料金適用方

Ⅰ. 距離制運賃料金適用方

（適用する運賃）

- この運賃及び料金は、一般貨物自動車運送事業として車両を賃し切つて貨物を運送する場合に適用し、車種については、代表的な分欄として以下のとおりとします。
 - 小型車（2 tクラス）：最大積載量 2 トン以下の車両
 - 中型車（4 tクラス）：最大積載量 2 トン超つて車両総重量 11 トン未満の車両
 - 大型車（10 tクラス）：中型車（4 tクラス）を超える車両（1 トン以上 2 トン未満の車を除く。）
 - トレーラー（20 tクラス）：引掛車と被牽引車を連結した車両であつて最大積載量が 20 トン前後のもの

（特殊運賃との関係）

- この運賃及び料金は、特殊な貨物の運送、特殊車両を使用する運送等であつて、別途これに関する運賃及び料金を徴収した場合には適用しません。

（運賃料金計算の基本）

- 運賃及び料金は使用車両 1 車 1 回の運送ごとに計算します。
 - 車両が 2 両以上連結して運送される場合であつて、荷主が同一であり、かつ、発地及び着地が同一のときは 2 両以上の車両を 1 車として計算します。ただし、荷主が異なるときは又は発地若しくは着地が異なるときは、それぞれの車両を 1 車として計算します。
 - 臨時かつ反復して行う貨物の運送の場合において、あらかじめ特定の車両を基準として運賃を算出した場合には、実際の使用車両にかかわらず、当該基準車両による運賃を適用することができます。
- （運賃計算の方法）
- 運賃は使用車両の最大積載量及び運送距離によつて、運賃表に掲げてある金額（以下「基準運賃」といいます。）の上下それぞれ 10％の範囲内で計算します。なお、運送距離が 200km までの場合、10km に満たない走行キロは 10km に切り上げて計算します。同様に、運送距離が 200km を超えて 500km までの場合、20km に満たない走行キロは 20km に、運送距離が 500km を超える場合、50km に満たない走行キロは 50km に切り上げて計算します。
 - 割増率又は割引率の適用される貨物は、基準運賃にそれぞれの率を乗じた金額を基準運賃に加算した上で、上下それぞれ 10％の範囲内で計算します。

（端数の処理）

- 運賃又は料金を計算する場合において生じた端数は、次により処理します。
 - 計算した金額が 10,000 円未満のときは、100 円未満の端数は 100 円に切り上げます。
 - 計算した金額が 10,000 円を超るとときは、500 円未満の端数は 500 円に、500 円を超え、1,000 円未満の端数は 1,000 円に切り上げます。
- 運送距離は、1 車 1 回の運送ごとの実車キロ程によるものと、経路が二途以上あるときは、その最短となる経路のキロ程により計算します。ただし、荷主人の経路を指定したときは、その指定した経路のキロ程によります。
- 割増率及び割引率の重複する場合の計算
- 2 種類の以上複数の運賃又は割引率が重複する場合は、それぞれの率をあらかじめ加減した上で計算します。

（個建運賃の運賃）

8. 長期にわたつて計画的かつ大量に出荷される次の(1)の各号に該当する貨物の運送契約（文書をもって運送契約を締結したもの又は、運送契約ごとに1個又は1重量あたりの運賃を算出するものとする。）の運賃を算出することができる。ただし、1 回の出荷量の基準車両の積載可能価額の 60％以上ある場合に限ります。なお、長期契約が適用される場合は適用しません。

- ① 単一品目であること
 - ② 荷主が一貫していること
 - ③ 1 個の重量又は容積が一定していること
 - ④ 十分リードタイムが確保されること
- （個建契約のキロ程に応じた距離制運賃及びこれらの運賃に付随する料金）÷（「最大積載個数又は重量」× 基準積載率（70％））

（速達割増等）

- 次の(1)又は(2)に該当する貨物の運送契約をする場合には、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額を加算します。
 - 有料道路の利用、労働基準法、改善基準告示、道路交通法等の関係法令の遵守を前提として、通常想定される配達予定日時よりも早く配達を希望する場合
 - 有料道路の利用が認められない運送を希望する場合
その場合、有料道路を代替する一般道のキロ程に応じた運賃を基準運賃とします。

（割引運賃）

- 積み合わせを前提とし、積み合わせにかなう充分なリードタイムが確保される場合、基準運賃に運賃表に定める割引率を乗じた金額を除算します。

（特殊車両割増）

11. 所定の特殊車両を使用した場合は、基準運賃に運賃表に定める割増率を乗じた金額（その他の特殊車両を使用した場合は、別途定める割増率により算出した金額）を加算します。ただし、積載した貨物に別途定める品目別割増率を適用した場合は適用しません。

【休日割増】

12. 日曜祝日及びそれまたが運送については、次の式により算出した金額を加算します。

日曜祝日に運送した運送距離に対応する基準運賃 ×0.2

【深夜・早朝割増】

13. 深夜・早朝割増の適用時間（午後 10 時から午前 5 時まで）に行われる運送については、次の式により算出した金額を加算します。

深夜・早朝割増適用時間運送した運送距離に対応する基準運賃 ×0.2

14. 貨物が製品品目に該当する場合には、所定の割増率を適用します。1 車の貨物に割増率を適用する貨物と適用しない貨物とが異なる場合は、割増率を適用する貨物が含まれている場合には、そのうちの最高の割増率を適用します。

（特大品割増）

15. 貨物の長さ（高さを含みます。）、重量又は容積が特に大きなときは、所定の割増率を適用します。

（原価割増）

16. 運送区間中に悪路割増適用区間に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

悪路割増区間の運送距離に対応する基準運賃 ×0.3

（冬期割増）

17. 運送区間中に冬期割増適用地域に該当する部分がある場合には、次の式により算出した金額を加算します。

冬期割増区間の運送距離に対応する基準運賃 ×0.2

（地区割増料）

18. 貨物の発地又は着地が、別途定める区域である場合には所定の地区割増料を収受します。ただし、貨物の発地又は着地が同一区域内又は隣接区域の場合は、発地又は着地のいずれか一方についてのみ収受します。

【長期契約割引】

19. 3 ヶ月以上わたる契約（文書をもって運送契約を締結したものに限ります。）により、継続かつ反復して運送される貨物（1 回の運送距離が 200km を超えるものに限ります。）については、基準運賃に対して 15％以内の割引率を適用することができます。

（往復貨物の割引）

20. 1 個の契約で、同一の車両により通常の車両回送の範囲内において往復貨物の運送（それぞれ 100km 以上の運送に限りま。）を行う場合であつて、次の(1)又は(1)に該当するときは、往復及び復路の基準運賃について、それぞれ 20％以内の割引率を適用することができます。ただし、長期契約が適用される場合は適用しません。

- (1) 往復及び復路の貨物が同一荷主のものである場合

(2) 往復の主目が復路の貨物であつて、その運賃料金の支払いについて通常責任を負う場合

（待機時間料）

21. 車両が貨物の発地又は着地に到着後、荷主の責により発地又は着地において待機した時間（荷主による積み込み取卸しの時間を含みます）が各 30 分を超える部分については、所定の待機時間料を収受します。なお、1 回の運送において 2 箇所以上で待機が発生する場合は、それぞれの時間について合算するものとします。

また、待機時間料及び次項の積込料・取卸料が適用される時間の合計が 2 時間を超える部分については、割増しによる所定の待機時間料を収受します。

（積込料・取卸料）

22. 積み込み又は取卸しを引き受けた場合における積込料・取卸料については、所定の積込料・取卸料を収受します。但し、安全対策を施した積み込み・取卸しなど、品目や種類などの特性上やむを得ない事情がある場合には適用しないことがあります。また、積込料・取卸料及び荷物の待機時間料が適用される時間の合計が 2 時間を超える部分については、割増しによる所定の積込料・取卸料を収受します。

（附帯業務料）

23. 品代金の立立て、荷作金の立替え、貨物の荷造り、仕分け、保管、積収・検品、機持ち及び機持ち、搬入れ、ラベリング、はい作業その他の運送に附帯する業務に係る附帯業務料については、別に定めるところにより収受します。

（利用運送手数料）

24. 他貨物自動車運送事業者の行う運送を利用する場合は、当該運送事業者の手配までに要した次数について、所定の利用運送手数料を収受します。なお、特別な手配を要する利用運送を行う場合は、別途見積もつた手数料を収受します。

（燃料サーチャージ）

25. 顧客とする燃料が基準価格を超えるときは、所定の燃料サーチャージを収受します。

【消費税及び付加消費税の加算方法】

26. 1 割の運賃及び料金の総額に消費税等に基づき税額を乗じて計算します。

- (2) 前号により計算した金額に 1 円未満の端数が生じた場合は、1 円単位に四捨五入します。

（有料道路利用料）

27. 有料道路利用料を利用した区間の料金を運賃とは別に収受します。

（実費）

28. フェリー利用料、特殊車両通行関係費用、中継輸送に伴う施設使用料等其他実費として生じる費用については、当該実費として生じた額を収受します。